

## 「品川区立環境学習交流施設」を 令和4年5月1日に開設予定です

第43号議案 品川区立環境学習交流施設条例

区民および事業者が環境の保全について関心や理解を深め、主体的に環境保全活動を実践することを推進するとともに、地域交流の促進を図るため、品川区豊町二丁目1番30号に「品川区立環境学習交流施設」を開設します。

完成予想図



コミュニティラウンジ イメージ



### 施設構成

階数	施設	内容
3階	多目的スペース	講座・講演会やワークショップを開催するスペース
	展示室	環境との関わりを疑似体験できる大型映像展示と体感を重視した常設展示
2階	ボランティア室	環境の保全に関する活動の場
	地域交流室	地域活動の場
1階	コミュニティラウンジ	休憩スペースをはじめ、情報発信エリア、キッズスペース等を備えた多機能ラウンジ

※ボランティア室・地域交流室・多目的スペースは貸し出しを行う予定

## 防災ラジオを導入します

第50号議案 防災ラジオ他の買入れについて

防災行政無線放送の聞き取りが困難な区民や施設に対し、災害発生時などにおいて迅速かつ正確な情報の提供を行い、適切な避難行動を促すため、防災行政無線の緊急放送を受けて自動起動する防災ラジオの買入れを行います。※防災ラジオの販売は令和4年度を予定しております。

### 防災ラジオの機能イメージ



### 委員会での質問

Q 新しい防災ラジオの価格は

A 高齢者など、スマートフォンを持っていない方などに普及させていく価格を検討していく

## 議案審議 — 令和3年第2回定例会 —

# 品川区のこのようなことが 決まりました

会期22日間：令和3年6月23日～7月14日

今回審議した議案等は  
区長提出議案……16件  
請願・陳情……42件  
計58件

※上記のうち、主な議案を以下のとおりご紹介いたします。

## 手話の基本理念などを決めました

第40号議案 品川区手話言語条例

手話を必要とする者が安心して生活することができる地域社会を実現するため、手話に対する理解の促進および普及のための基本理念、区の責務などを決めました。

### 基本理念

手話は言語であるとの認識の下に、一人一人が尊重され、手話を必要とする者が安心して生活することができる地域社会を実現する。

### 区の責務

- ・手話に対する理解の促進および普及に必要な施策の推進
- ・手話による意思疎通が図りやすい環境整備の推進



### 委員会での質問

Q 手話に対する理解促進について

A 行政だけで網羅できない部分は、関係団体や地域の方々にもお力添えいただきながら、積極的に取り組んでいきたい